

「早稲田大学大学院文学研究科紀要」掲載論文等に関する規定

第1条（目的）

本規定は、早稲田大学大学院文学研究科（以下、「文学研究科」とする）が刊行する「早稲田大学大学院文学研究科紀要」（以下、「紀要」とする）に掲載される論文等に関して、その種別、選定および著作権の扱いを明らかにすることを目的とする。

第2条（種別）

紀要に掲載される論文等は、以下の各号に該当するものとする。

- （1）文学研究科運営委員である教員の執筆する論文。
- （2）在籍する学生の執筆する論文。
- （3）特に優秀と判断された修士論文の概要。
- （4）上記各号以外の論文等であって、紀要編集委員会が掲載を認めたもの。

第3条（論文等執筆者の資格）

紀要に掲載される論文等の執筆者は以下の各号の資格に該当するものとする。

- （1）文学研究科運営委員である教員。ただし、運営委員以外の科目担当者が執筆を希望した場合は、編集委員会がこれの可否を決定する。
- （2）文学研究科博士後期課程に在籍する学生および研究生とする。
- （3）紀要の刊行に先立つ年度の、文学研究科修士課程修了者であって、特に優秀な論文を提出した者。
- （4）上記各号以外の資格等であって、紀要編集委員会が執筆を認めたもの。

第4条（掲載論文等の審査・決定）

紀要に掲載される論文等は、以下の方法で審査・決定される。

- （1）運営委員である教員については、当該教員の所属するコースごとに、内部審査を経て、編集委員会が決定する。各コースの執筆者数は3名以内を原則とする。ただし、執筆希望者数に応じて、各コース最大5名まで認めるものとする。
運営委員である教員であって、コース専門科目以外の科目担当者が執筆を希望し、編集委員会が審査し、これを認めた場合には、この執筆者はコース枠に算入しないものとする。
- （2）運営委員以外の科目担当者については、編集委員会が審査・決定を行う。
- （3）学生については、編集委員会が審査し決定する。また、審査は査読によって行なわれる。
- （4）特に優秀と判断された修士論文の概要については、各コースの執筆者数は3名以内を原則とする。
ただし、修了者数等を考慮し、各コースの判断で最大5名まで認めるものとする。
- （5）査読による審査方法については、別にこれを定める。

第5条（執筆・編集）

紀要に掲載される論文等は、別に定める掲載論文執筆要項にしたがって、執筆・編集・刊行されるものとする。

第6条（著作者の権利）

紀要に掲載される論文等の著作権は著作者に帰属する。

第7条（著作物に対する文学研究科の権利）

第6条の規定に関わらず、著作者は、著作権のうち、以下の各号のみについて、その行使を、あらかじめ許諾によって文学研究科に委ねるものとする。

- （1）当該の論文等を最初に公刊する権利。
- （2）当該の論文等を、文学研究科が国立情報学研究所（NII）との間で取り交わした覚書にもとづいて、研究紀要ポータルシステムに採録する権利。
- （3）当該の論文等を、早稲田大学リポジトリに採録する権利。

第8条（本規定の改訂）

本規定の改訂は、編集委員会の発議に基づき、早稲田大学文学学術院教授会の議決による。

付則：本規定は2003年6月18日より施行する。

付則：2004年9月16日一部改訂

付則：2006年4月1日一部改訂

付則：2006年7月18日一部改訂

付則：2007年3月2日一部改訂のうえ2007年4月1日より適用する。

付則：2016年5月18日一部改訂

付則：2018年5月16日一部改訂

付則：2018年10月17日一部改訂